

## 統計で見る男女共同参画の状況

### 1. 人口、人口動態

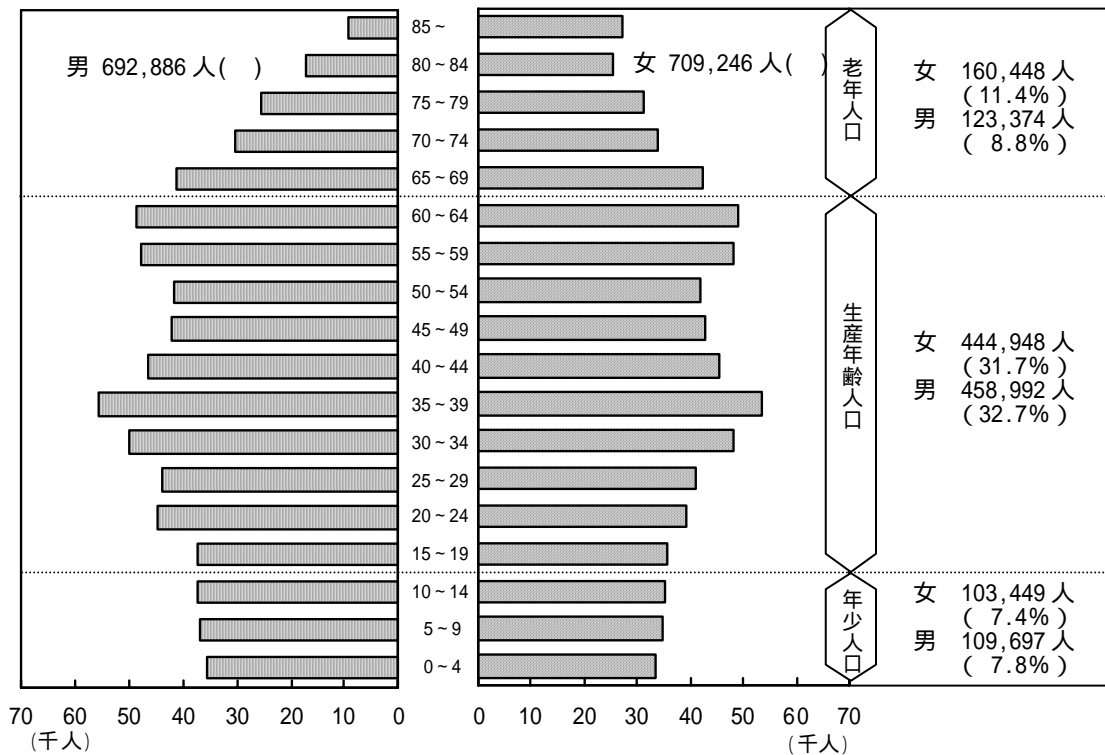
本県の平成21年(10月1日現在)の人口は、男性が692,886人、女性が709,246人、合計1,402,132人(年齢不詳を含む。)で、平成20年からの人口増加率は0.08%となっています。調査が開始された昭和35年(1960年)以来、昭和41年(1966年)0.11%、昭和38年(1963年)0.06%に次いで3番目に低い伸び率でした。

年齢別の人口をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)、老年人口(65歳以上)の構成比は、それぞれ15.2%、64.5%、20.2%となっており、それぞれの構成比を5年前の平成16年と比べると、年少人口が0.5ポイント、生産年齢人口が2.2ポイント減少しているのに対して、老年人口は2.6ポイント増えており、高齢化が進んでいます。

図1 人口ピラミッド(滋賀県)

資料:「平成21年滋賀県推計人口年報」(県統計課)

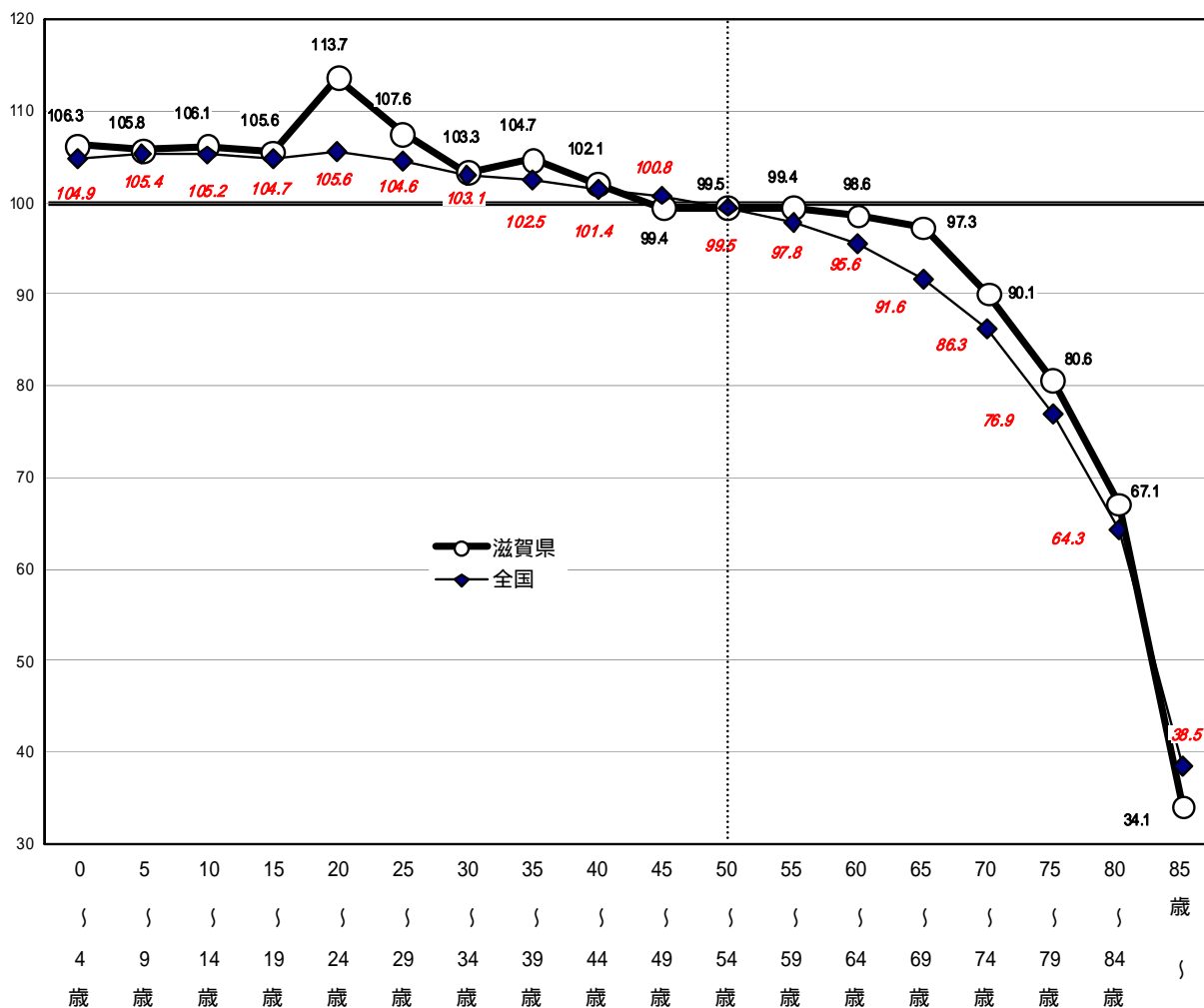
(印の人数には年齢不詳者を含む)



本県における人口性別比(女性 100 に対する男性の比率)を年齢階級別にみると、40 歳代前半までは男性が女性を上回っていますが、40 歳代後半からは女性が男性を上回るようになり、特に 70 歳代前半以降の高齢者層になると、一気に女性が男性を上回るようすがよくわかります。  
一方、全国では、50 歳代前半から女性が男性を上回るようになります。

図 2 年齢 5 階級別・男女性比(滋賀県・全国)

資料:「平成 21 年滋賀県推計人口年報」(県統計課)

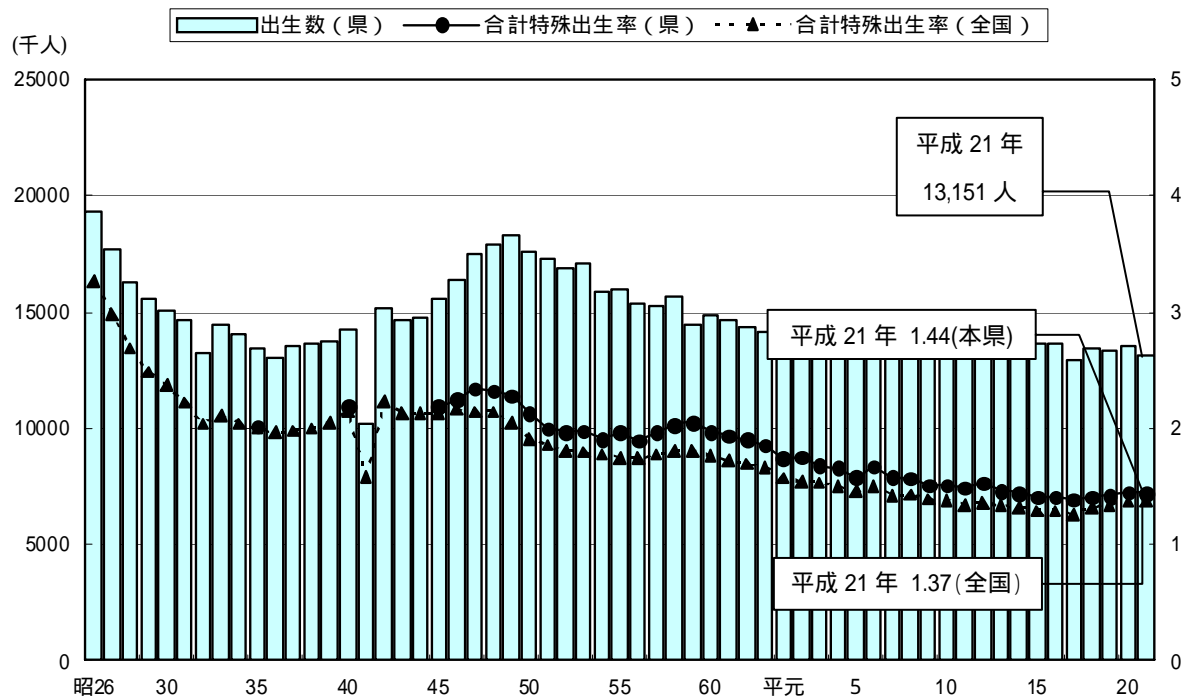


本県の出生数は、昭和49年をピークとする第二次ベビーブーム以降減少傾向にあります。平成元年以降13,000～14,000人で推移しており、平成21年は13,151人となりました。

また、本県の合計特殊出生率は、全国の率を上回って推移しているものの、平成21年は1.44と全国同様低い水準にあります。

図3 出生数および合計特殊出生率の推移（滋賀県・全国）

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）



本県の婚姻件数は、平成に入ってから12年の8,593件をピークに減少傾向にあり、平成21年は7,771件となっています。また、婚姻率(人口千対)も5.6と、ここ数年ほぼ横ばいです。

一方、離婚件数は昭和40年頃から年々増加しており、平成14年は過去最高の2,697件に達しましたが、その後やや減少傾向にあり、平成21年は2,470件となっています。また、離婚率(人口千対)も同様の傾向にあり、平成21年は全国より0.2ポイント低い1.8となっています。

図4 婚姻の状況(滋賀県・全国)

資料:「人口動態統計」(厚生労働省)

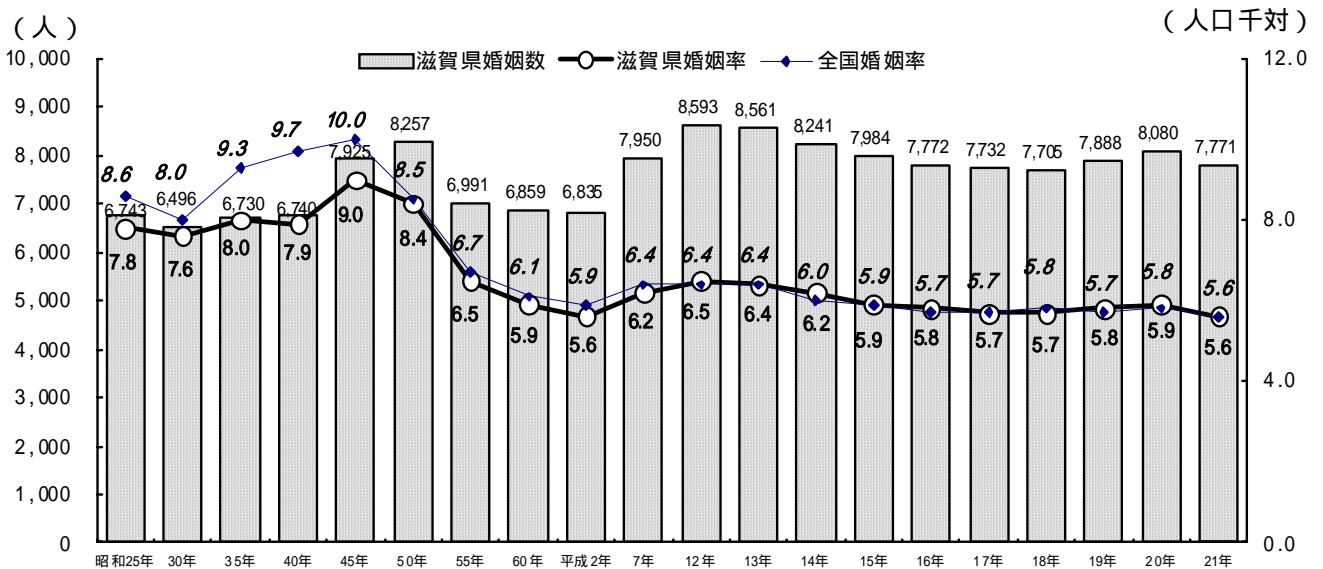
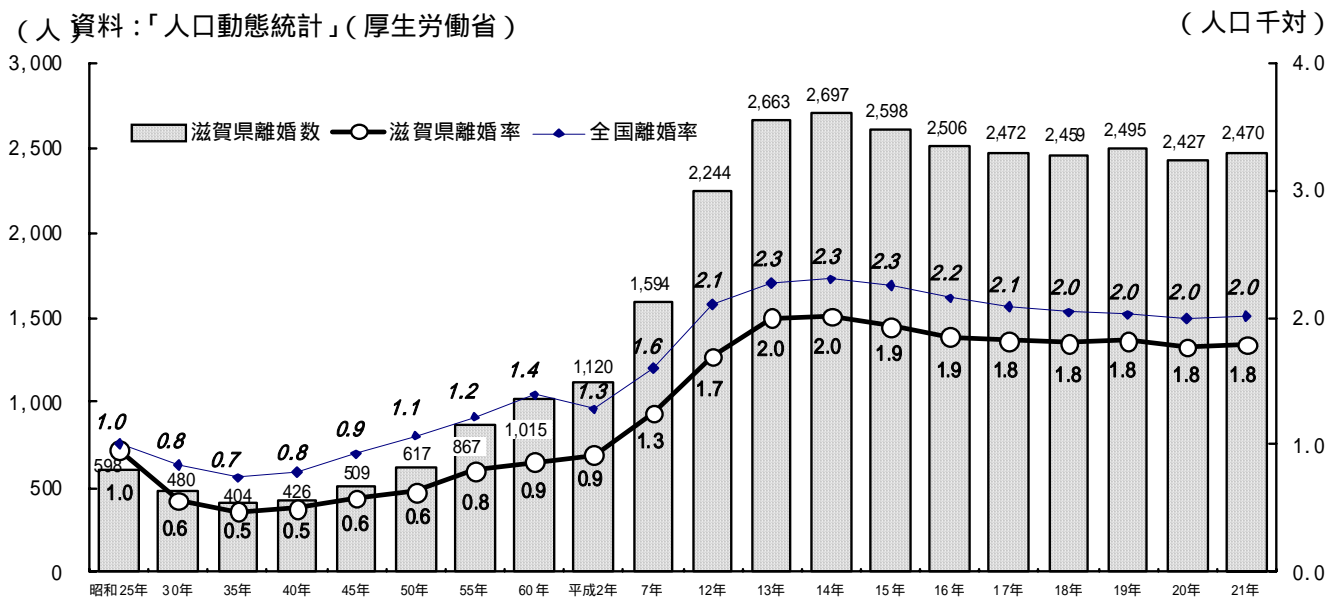


図5 離婚の状況(滋賀県・全国)

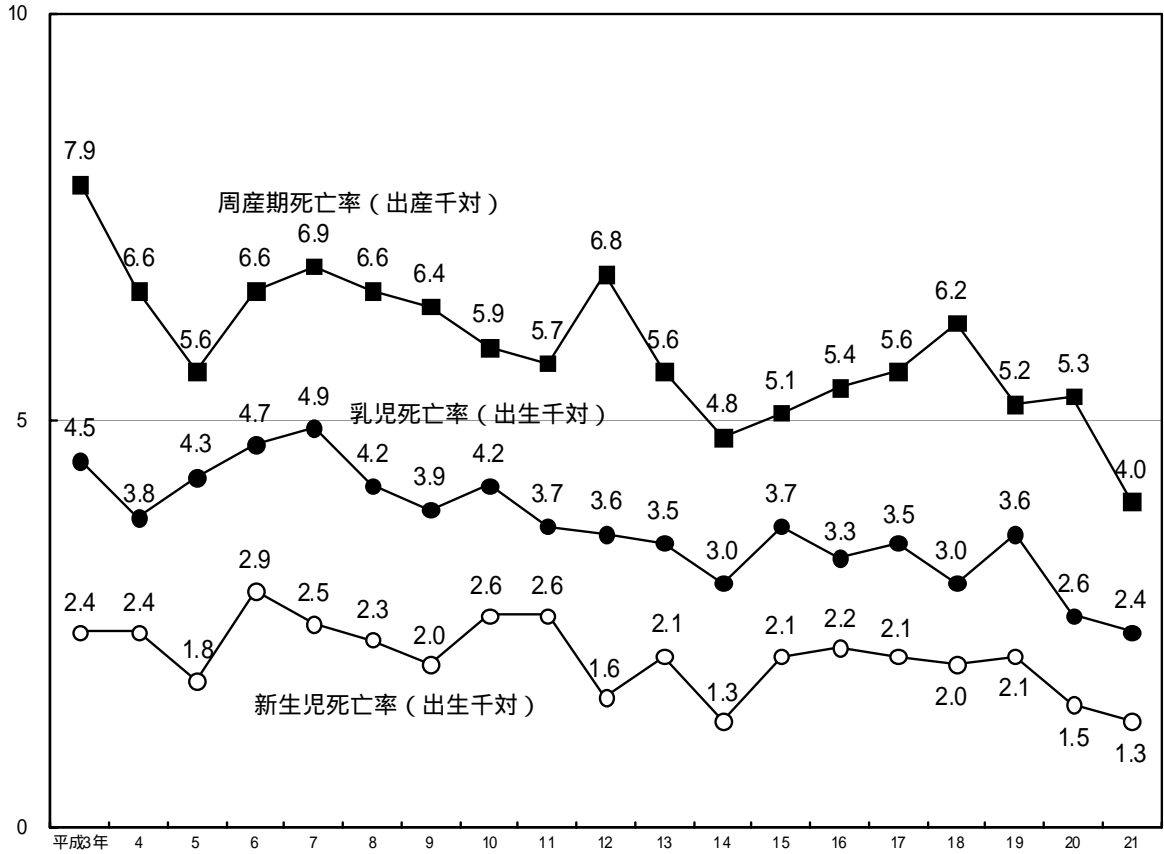
資料:「人口動態統計」(厚生労働省)



本県における、新生児・乳児および周産期死亡の推移をみると、周産期死亡は平成4年以降、5～6台で推移しましたが、平成21年は4.0となりました。新生児死亡は、ほぼ2台で推移していましたが、平成21年は1.3となり、平成20年度より0.2減少しました。乳児死亡は、3～4台で推移していますが、平成21年は2.4となり、前年から0.2減少しました。

図6 母子保健関係指標の推移（滋賀県）

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）



## 2. 女性の参画

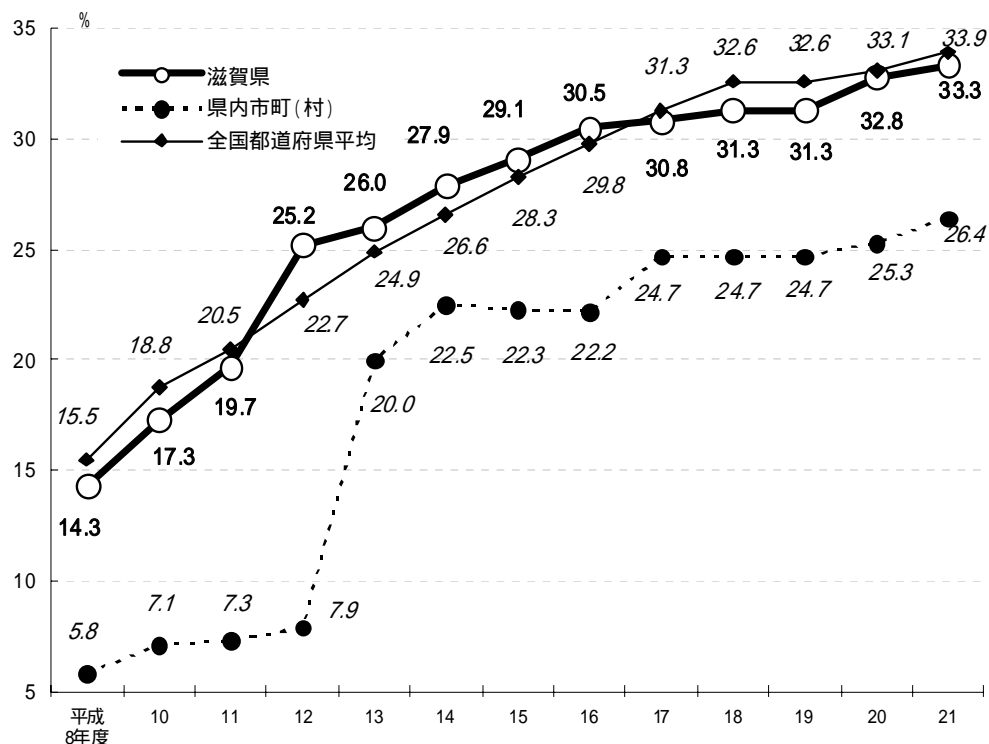
本県の審議会等における女性委員の割合の推移をみると、平成8年度の14.3%から徐々に増え始め、平成16年度には平成22年度の目標値である30%を超えるなど順調に増加してきました。

平成20年度からは、滋賀県男女共同参画計画(第2次改訂版)の目標値を40%に設定し、平成21年度は前年度より0.5%増加し、33.3%となりました。

平成12年以降、全国平均を上回って推移していましたが、平成17年度からは全国平均を下回っています。

図7 審議会等における女性委員の割合の推移(滋賀県・全国平均)

資料：内閣府、県男女共同参画課資料



本県における管理的職業に従事する者に占める女性の割合の推移をみると、徐々にではありますが、上昇しつつあります。平成 17 年国勢調査では 9.8% となっており、平成 12 年から 1.1 ポイント上昇しましたが、全国的には低い数値となっています。

自治会における、女性が代表・副代表である団体の数・比率をみると、市部を中心に徐々に増加していますが、県全体では女性の代表も副代表もない自治会は 90.8% と、依然として多くを占めています。

図 8 管理的職業に従事する者に占める女性の割合（滋賀県・全国）

資料：「国勢調査 - 管理的職業に従事する者の割合」（総務省）

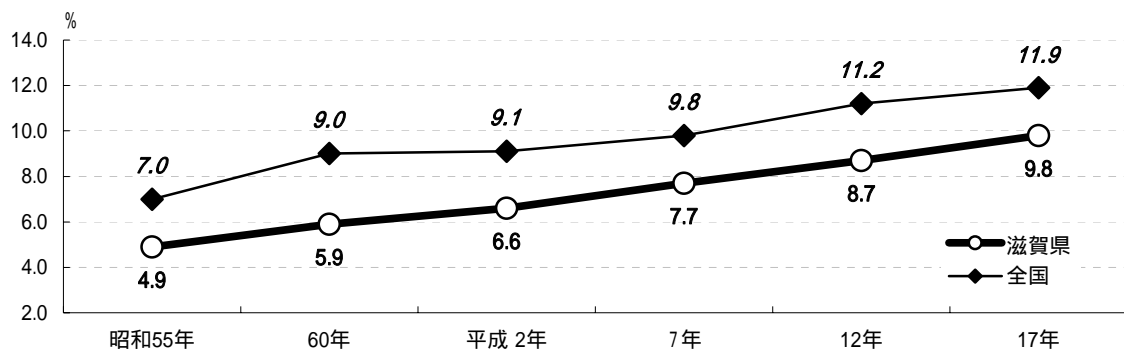
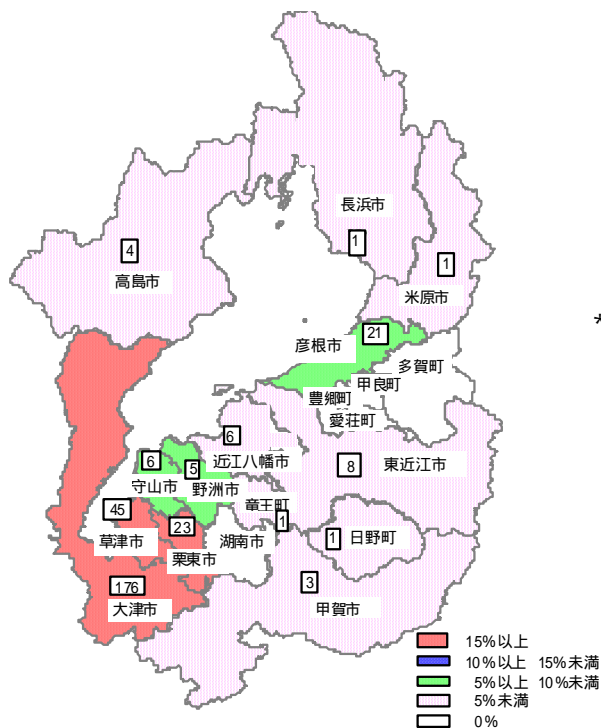


図 9 女性が代表または副代表である自治会の数（滋賀県）



\* 県全体 301 自治会 (9.2%)

マップ内の数値は女性代表または副代表のいる自治会数（平成 22 年 4 月 1 日現在）

資料：県男女共同参画課資料

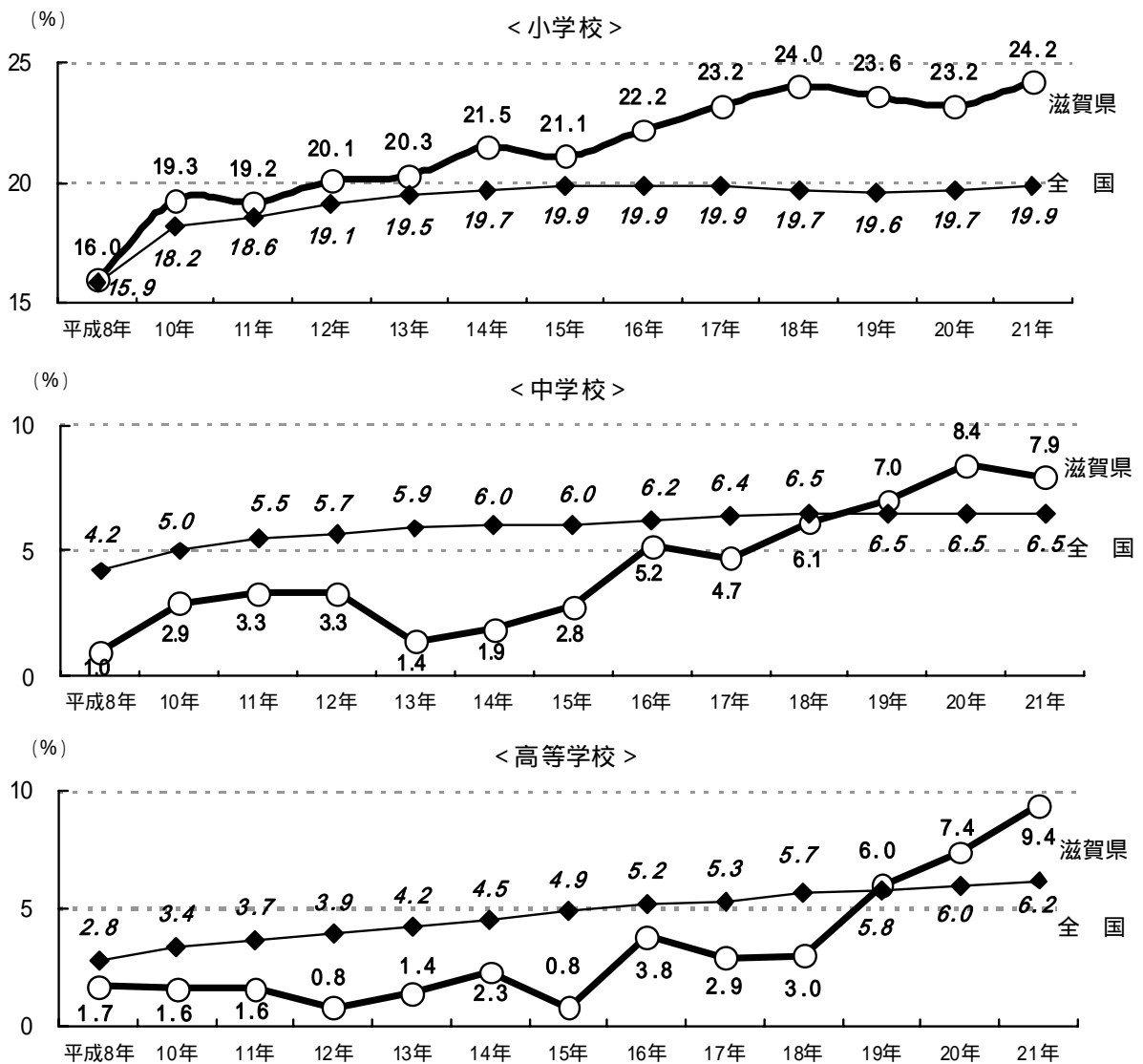
女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合 (%)

本県の小学校における女性の管理職登用状況の推移をみると、平成8年以降登用率は徐々に伸び、平成21年は24.2%となっており、全国を4.3ポイント上回っています。

また、中学校、高等学校の女性管理職比率も、それぞれ7.9%、9.4%となり、全国平均を上回っています。

図10 学校管理職への女性の登用状況（滋賀県・全国）

資料：「学校基本調査」





### 3 . 男女共同参画に関する意識

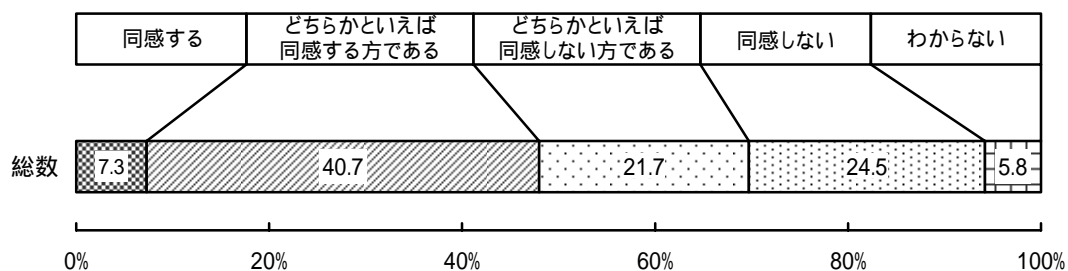
平成 21 年に実施した男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、46.2%の人が「同感しない」(「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計。以下同じ。)と回答しています。

性別でみると、女性に比べて男性のほうが「同感しない」が少なく(女性 50.5%、男性 41.3%)、9.2ポイントの差があります。

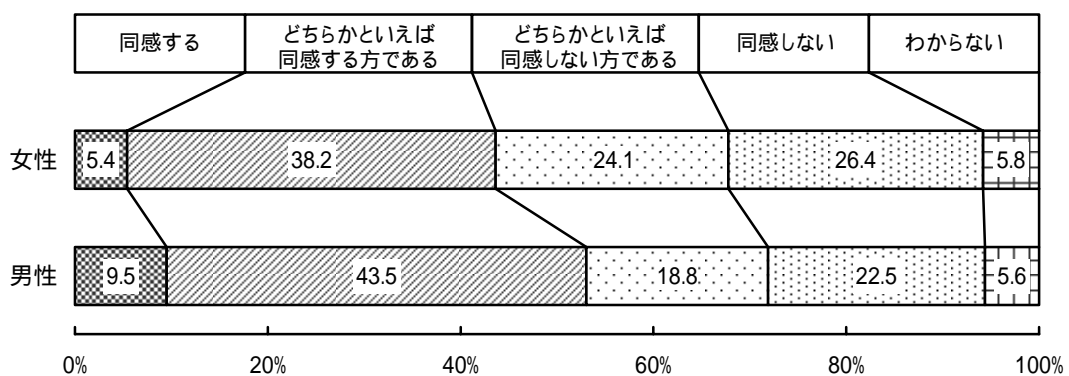
図 11 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(滋賀県)

資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(平成 21 年)」(県男女共同参画課)

総数



性別



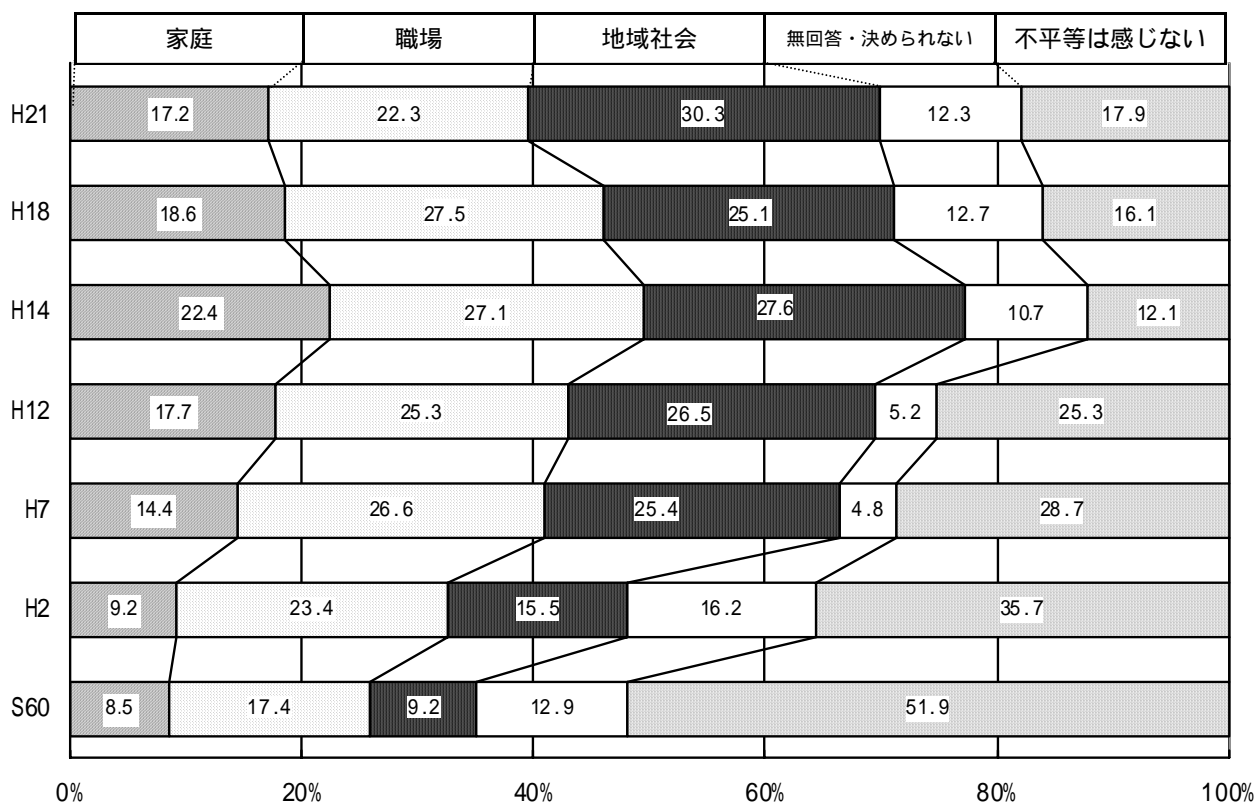
男女の不平等感に関しては、昭和 60 年の調査においては、「不平等感を感じない」とする回答が過半数（51.9%）を占めていましたが、その割合は年々減少しています。これは、女子差別撤廃条約の批准等、女性の地位向上に向けた一連の動きとも相まって、人々の気づきが促され、徐々に不平等に気づく人が増えたものと考えられます。

どのようなところで不平等を感じるかについては、平成 21 年の調査では「地域社会」の割合が高くなっています。

図 12 男女の不平等を感じる場所（滋賀県）

資料：「県政世論調査（昭和 60 年から平成 12 年）」（滋賀県）

「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（平成 14 年、平成 18 年、平成 21 年）」  
（県男女共同参画課）



\* 無回答・決められないに関して

昭和 60 年、平成 2 年の調査では「決められない」という項目で調査を実施。

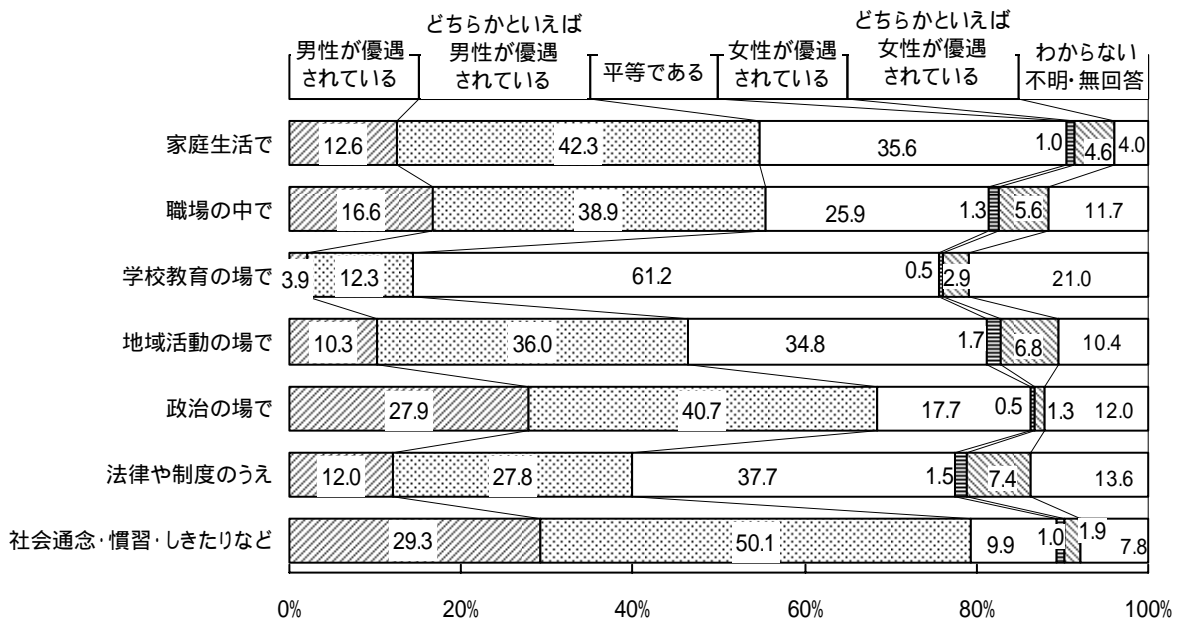
平成 7 年、平成 12 年の調査では「無回答」という項目で調査を実施。

平成 14 年、平成 18 年、平成 21 年の調査では「わからない」という回答の割合。

各分野における男女の地位の平等感では、8割近くの人が「社会通念・慣習・しきたり」において、7割近くの人が「政治の場」において、男性が優遇されている（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答しています。  
女性が優遇されていると思う人は、どの分野でも1割にも満たない割合になっています。

図 13 各分野における男女の地位の平等感（滋賀県）

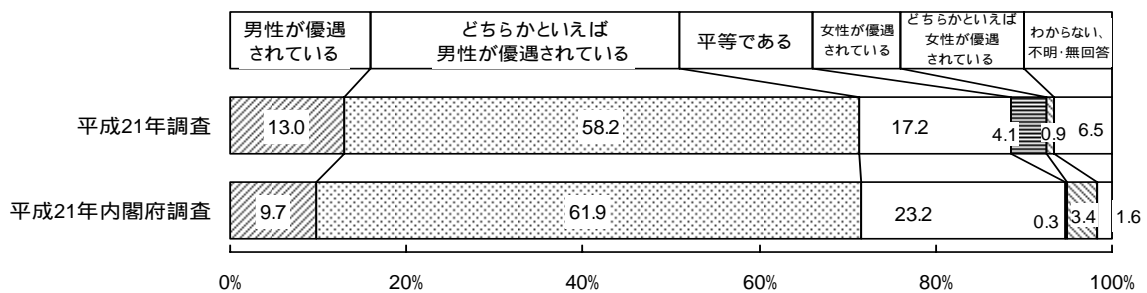
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（平成 21 年）」（県男女共同参画課）



社会全体における男女の地位の平等感については、男性が優遇されている（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が71.2%で、全国に比較すると0.4ポイント少なくなっています。

図 14 社会全体における男女の地位の平等感（滋賀県・全国）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（平成 21 年）」



滋賀県では、女性が仕事を持つことについて、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」と考える人の割合が最も多くなっています。平成 21 年度は、「子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい」と考える人の割合が増えています  
 全国では、「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい」と考える人の割合は増加傾向にあります。

図 15 女性の働き方に関する考え方（滋賀県）

資料：「県政世論調査、男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（滋賀県）

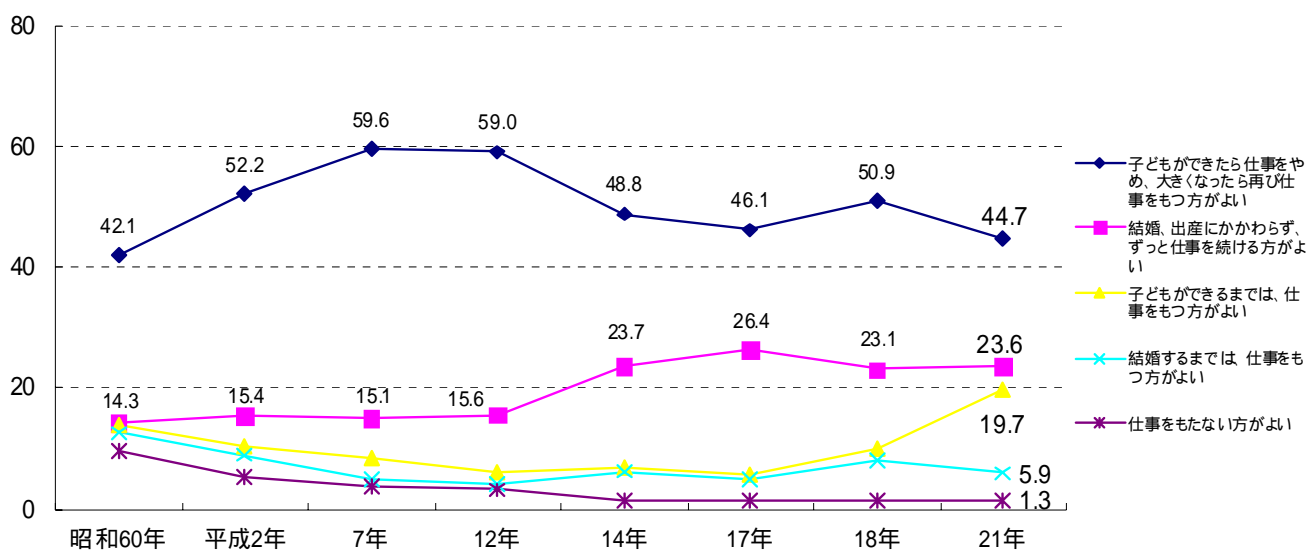
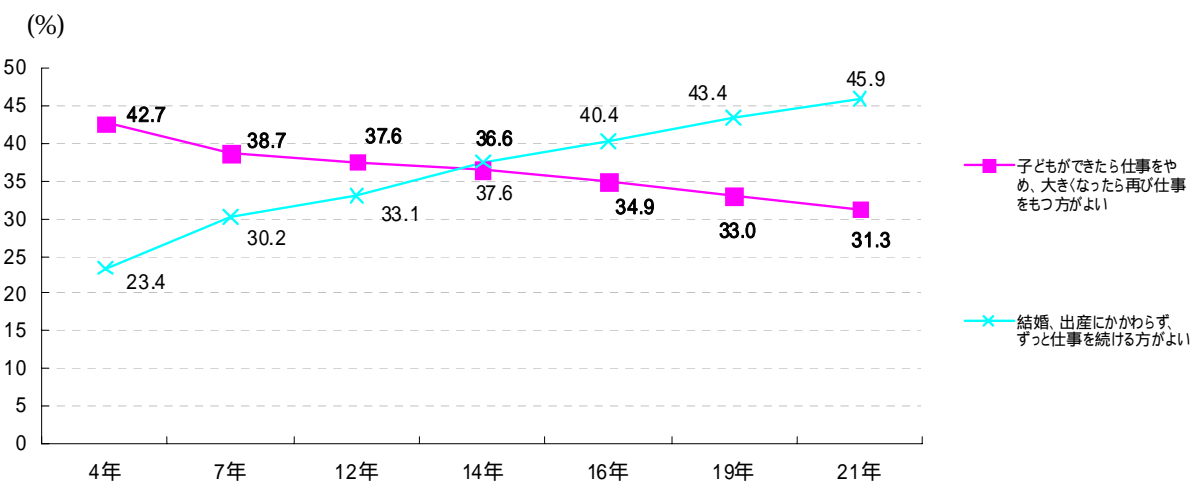


図 16 女性の働き方に関する考え方（全国）

資料：「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

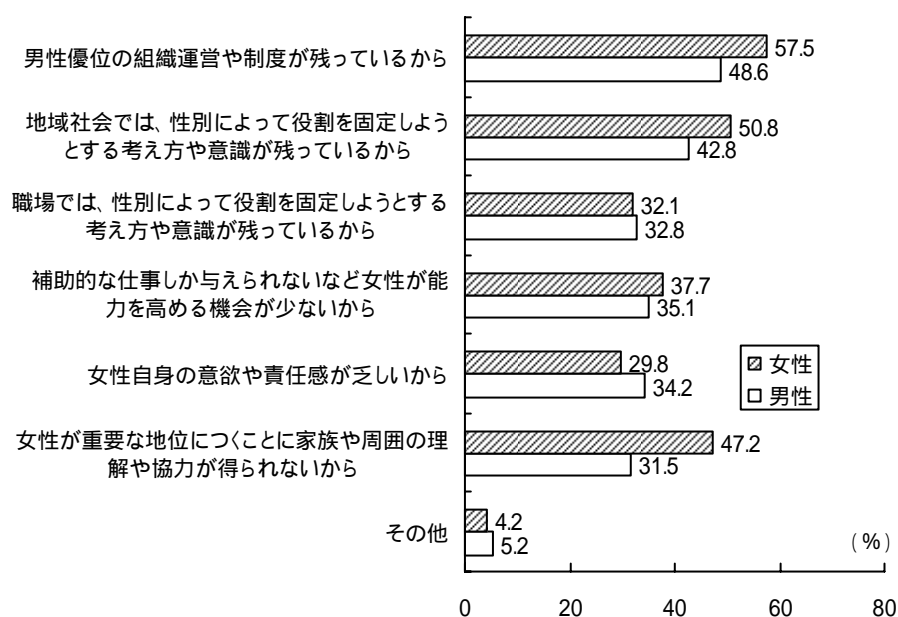


女性が地域社会や職場における重要な方針決定をする地位につくことが少ない理由として、「男性優位の組織運営や制度が残っているから」と考えている人が最も多くなっています。

男女で考え方に差があったのは、「女性が重要な地位につくことに家族や周囲の理解や協力が得られないから」で、女性の方が15.7ポイント高くなっています。また、「女性自身の意欲や責任感が乏しいから」は、男性の方が4.4ポイント高くなっています。

図 17 重要な方針を決定する地位につく女性が少ない原因（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（平成 21 年）」（県男女共同参画課）



## 4 . 家庭

男性の家事、育児・介護等の時間は女性と比べ、非常に短く、平成13年から18年にかけて、増加していません。  
また、共働き世帯においても家事等は妻が行っており、女性に家事、育児負担が大きく偏っています。

表1 家事時間に関する男女比較（滋賀県）

資料：「社会生活基本調査」（総務省）

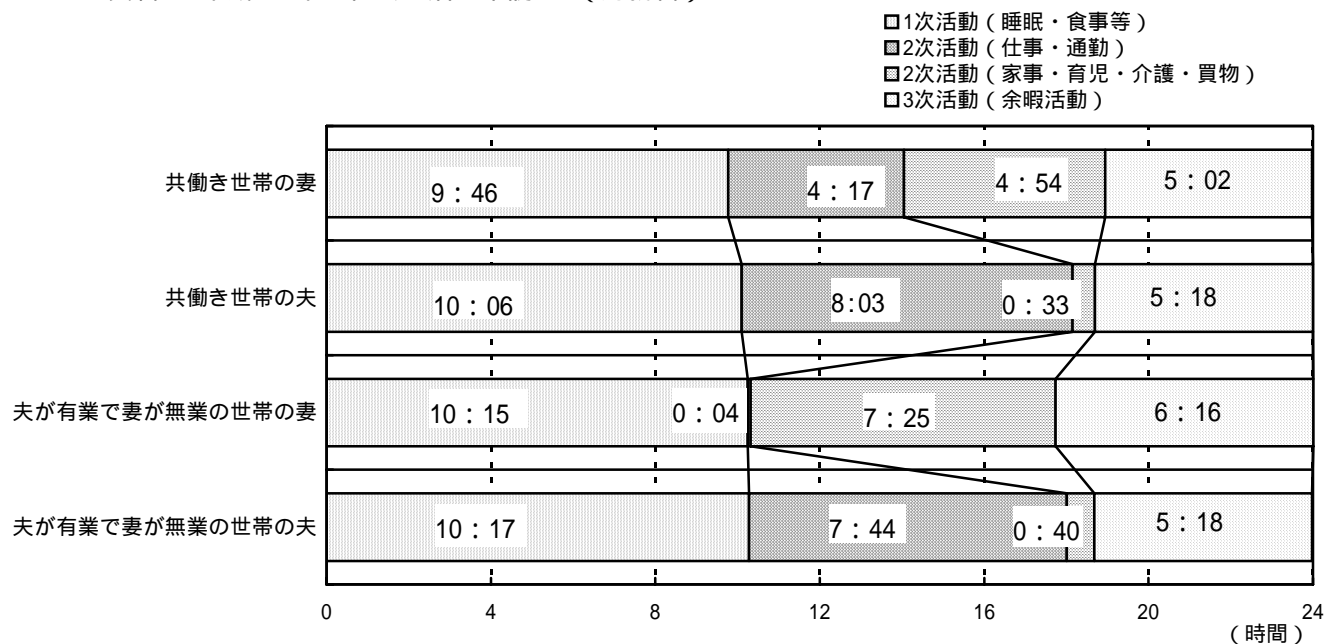
（単位 時間：分）

	男性				女性				女性（有業）				女性（無業）			
	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計
S56	0:10	--	--	0:10	3:45	--	--	3:45	2:59	--	--	2:59	4:38	--	--	4:38
S61	0:10	--	0:02	0:13	3:14	--	0:29	3:44	2:47	--	0:12	2:59	3:40	--	0:47	4:28
H 3	0:12	0:00	0:01	0:14	2:56	0:06	0:22	3:26	2:42	0:06	0:12	3:00	3:18	0:07	0:37	4:02
H 8	0:12	0:02	0:03	0:17	2:59	0:06	0:20	3:25	2:39	0:05	0:12	2:56	3:26	0:07	0:30	4:03
H13	0:15	0:02	0:04	0:21	2:43	0:07	0:25	3:15	2:15	0:04	0:13	3:16	3:16	0:10	0:38	4:04
H18	0:15	0:01	0:05	0:21	2:44	0:06	0:26	3:16	2:28	0:05	0:21	2:54	3:25	0:09	0:35	4:09

\* S56年の家事時間は育児時間含む

図18 夫婦の生活時間（1日24時間に占める時間数）（滋賀県）

資料：「平成18年 社会生活基本調査」（総務省）



## 5 . 労働

本県における雇用者数の推移をみると、男女とも昭和40年以降増加してきましたが、平成17年は男性の雇用者数が減少しています。雇用者に占める女性の比率は、昭和50年以降は漸次上昇傾向がみられます。

また、所定内給与額の推移をみると、男女の格差を残したまま、近年横ばいの傾向にあります。

勤続年数は近年横ばいの傾向にありますが、平成21年は、男性の勤続年数が前年より平均0.6年減少しています。

図19 雇用者数の推移（滋賀県・全国）

資料：「国勢調査」（総務省）

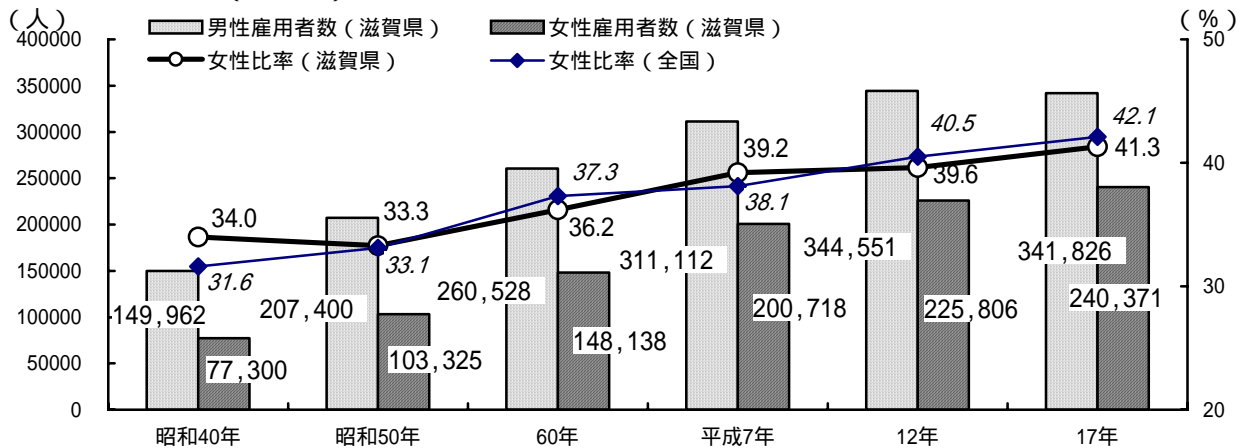
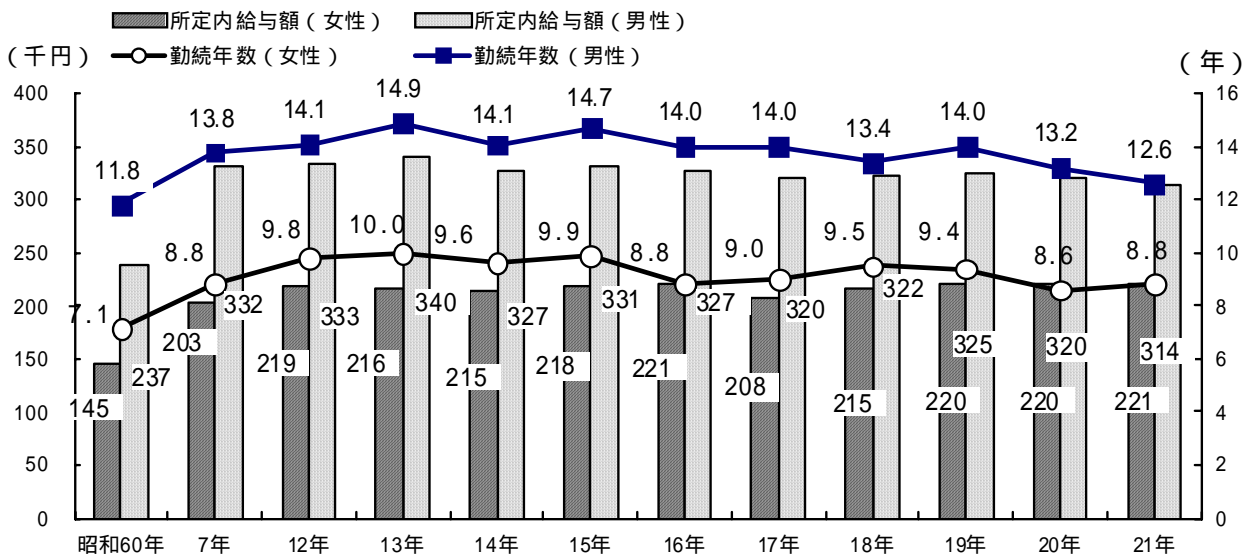


図20 所定内給与・勤続年数の推移（滋賀県）

資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）



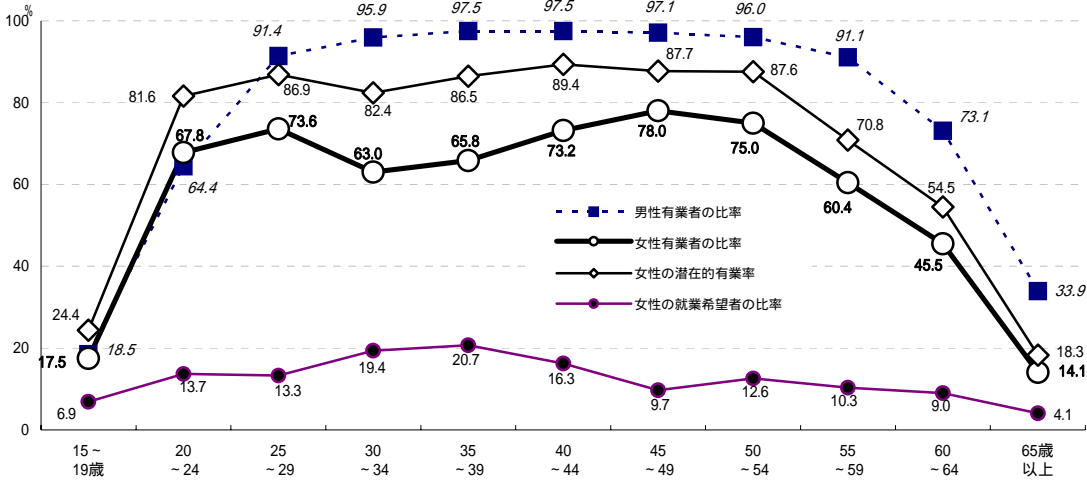
年齢階級別・男女別の有業率をみると、男性の有業率は、25歳以上59歳以下の年齢階級で90%を超えています。

一方、女性の有業率は、24歳以下では男性と同様に推移するものの、25歳以上で男性との格差が顕著になり、結婚、出産、子育て期に低下しM字型になりますが、潜在的有業率を見るとM字のくぼみは小さくなっており、就業希望はあるが実現できていないという状況が読み取れます。

また、女性の労働力率を時系列でみると、徐々にM字カーブの谷が浅くなっています。

図 21 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

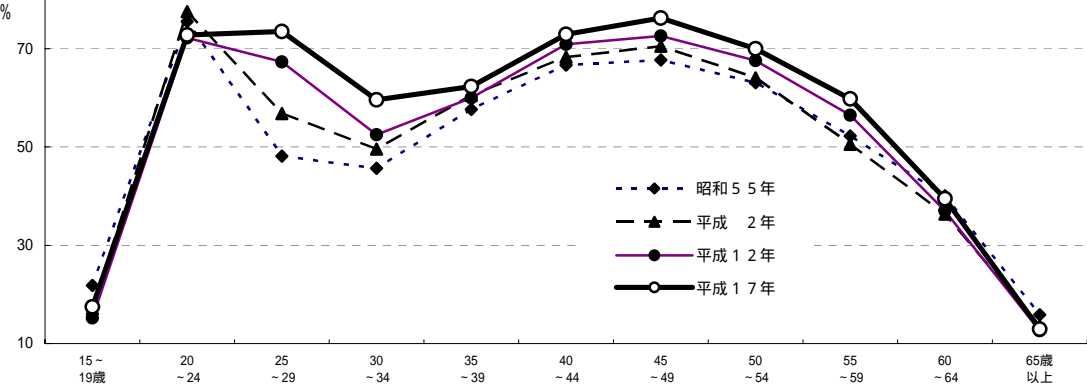
資料：「就業構造基本調査（平成 19 年）」（総務省統計局）



（備考）潜在的有業率は、有業者に就業希望者を足したものを年齢別人口で割り、100 をかけた値

図 22 年齢階級別女性労働力率の推移（滋賀県）

資料：「国勢調査」（総務省統計局）



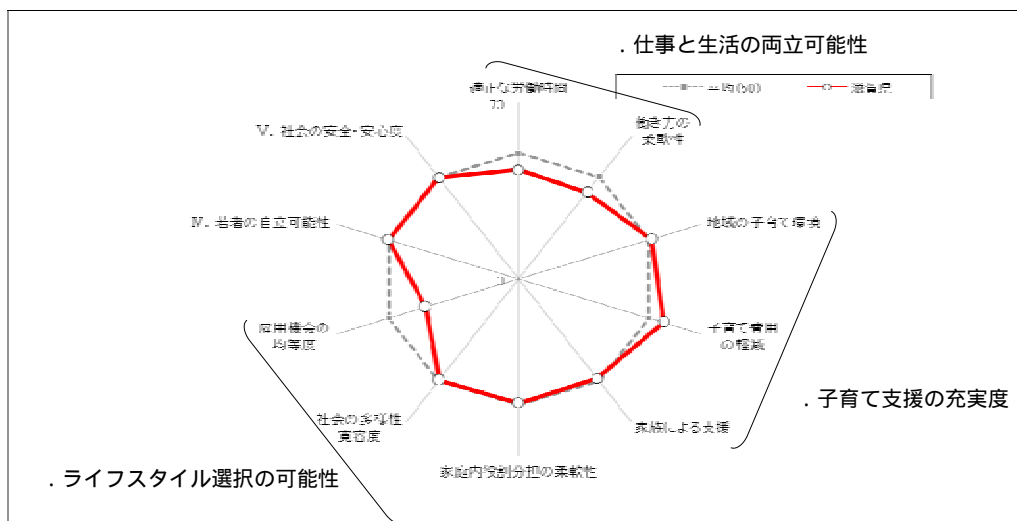


国の社会環境から少子化と男女共同参画の関係を明らかにする調査・分析結果によると、本県は全国平均と比べて、雇用機会の均等度（指標は、「女性の正社員比率の高さ」、「男女の賃金格差の解消度」、「女性管理職・専門職・技術専門職割合の高さ」）が極端に低くなっています。  
また、適正な労働時間、働き方の柔軟性も全国平均よりも低くなっています。

図 23 少子化と男女共同参画に関する社会環境指標（滋賀県）

資料：「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書（平成 18 年）」

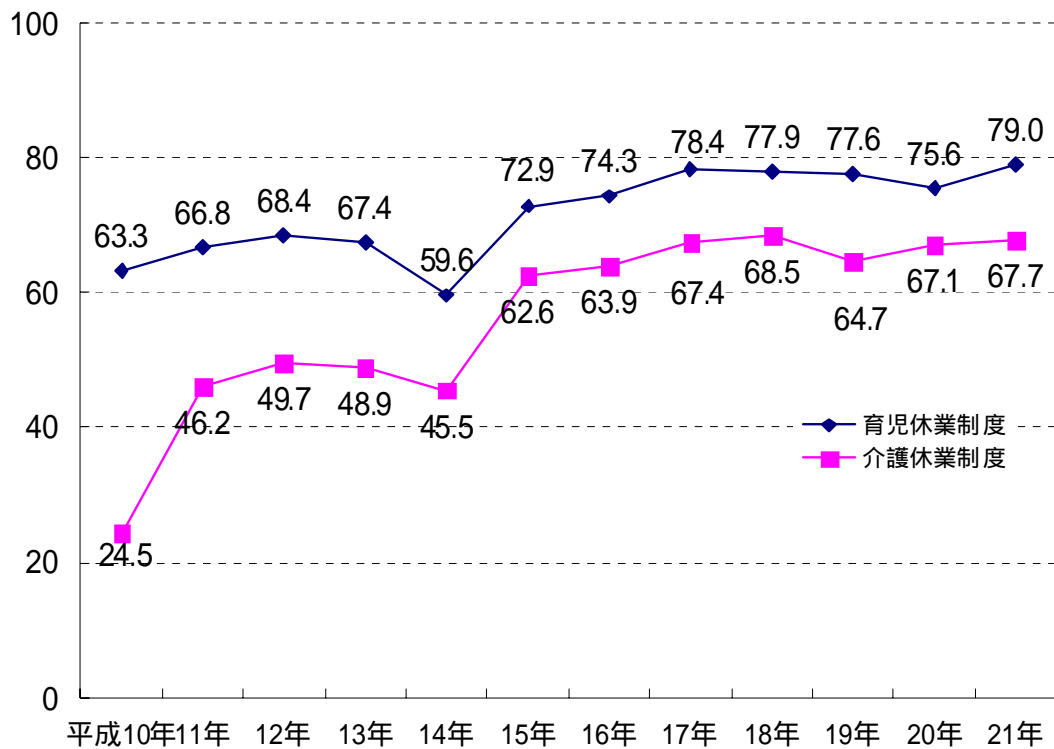
（男女共同参画会議：少子化と男女共同参画に関する専門調査会）



本県の事業所における育児休業制度の導入率は、平成 20 年度より 3.4% 増加し、平成 21 年は 79.0% になっています。  
 一方、介護休業制度の導入率については、平成 21 年には 67.7% と、平成 15 年度以降 60% 台で推移しています。

図 24 県内企業において育児、介護休業制度を設けている割合の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（労政能力開発課）

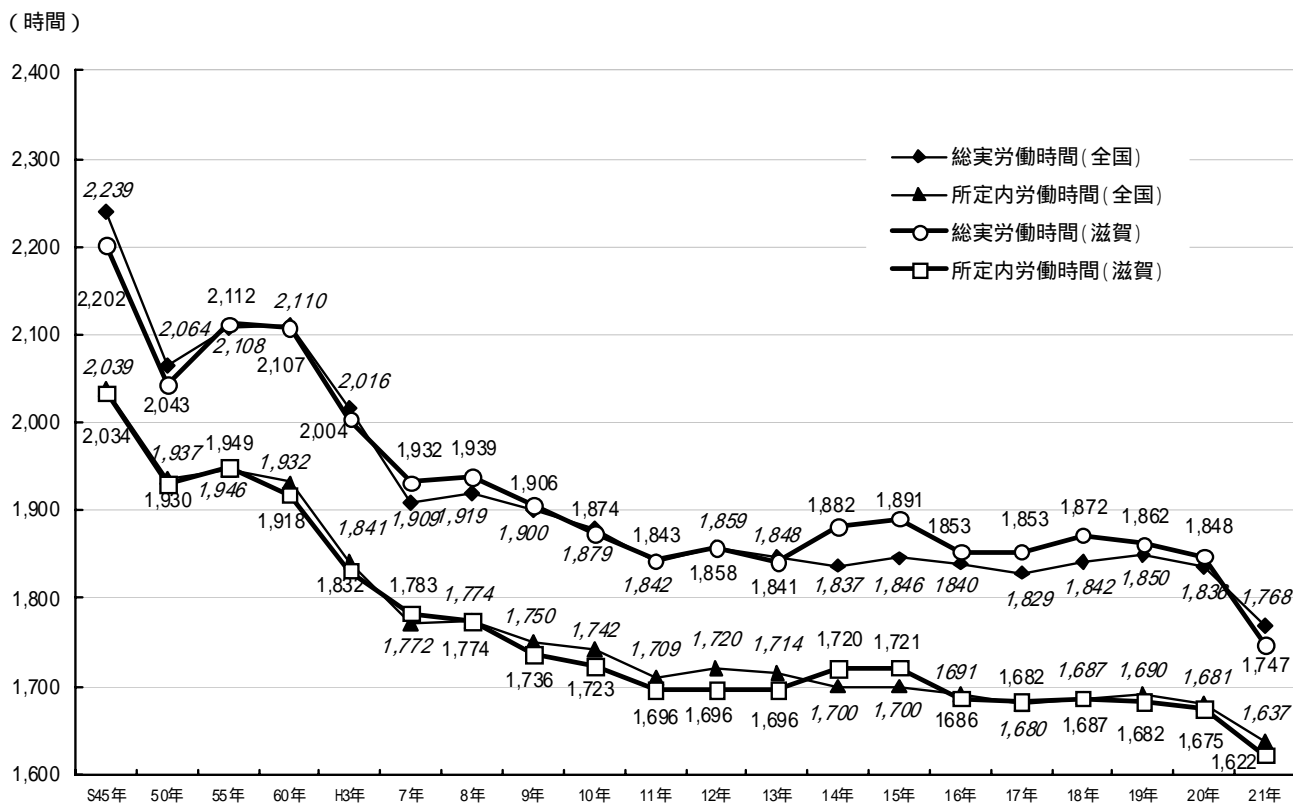


本県の一人平均の総実労働時間の推移をみると、昭和45年は2,200時間程度が昭和50年以降は2,100時間台でほぼ横ばいで昭和末まで推移しました。その後微減傾向が続き、平成14年以降は1,800時間代後半で推移していました。平成21年は、前年と比較して101時間減少し、1,747時間となりました。

一方、年間所定内労働時間は、昭和40年代は2,000時間台、昭和50年以降は1,900時間台、その後微減傾向が続き、平成11年以降は1,700時間前後で推移していますが、平成21年は減少が見られ、1,622時間となりました。

図25 一人平均総実労働時間の推移（滋賀県、全国）

資料：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



(注) 調査産業計、  
事業所規模30人以上が対象  
年間平均月間総実労働時間を12倍したもの

## 6 . 相談

平成 21 年度における男女共同参画センターへの相談実績は、「夫婦関係」が 945 件で最も多く、次いで「心の健康問題」が 632 件で、「金銭トラブルその他」( 568 件 )、「家族関係」( 313 件 )と続いています。  
相談件数は、平成 20 年度の 2,698 件を上回る 2,766 件となりました。

表 2 男女共同参画センター相談実績の推移 ( 滋賀県 )

資料：県立男女共同参画センター資料

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
自立・生き方の問題	543(33)	473(28)	538(57)	563(99)	118(14)	75(16)	98(23)
夫婦関係	761(152)	853(133)	933(96)	837(98)	611(87)	808(160)	945(209)
家族関係	479(44)	639(40)	648(49)	591(41)	347(19)	293(29)	313(32)
地域・職場等の人間関係	125(5)	150(14)	138(11)	182(15)	139(22)	166(16)	143(23)
異性・性の問題	42(4)	110(5)	90(9)	46(10)	45(12)	64(9)	58(17)
心の健康問題	548(17)	601(16)	749(28)	722(42)	624(28)	715(17)	632(17)
セクハラ・性暴力	35(4)	37(2)	34(7)	39(7)	24(1)	8(1)	9(1)
金銭トラブル・その他	192(29)	247(41)	220(49)	180(33)	529(82)	569(57)	568(82)
全体	2,725 (288)	3,110 (279)	3,350 (306)	3,160 (345)	2,437 (265)	2,698 (305)	2,766 (404)
うち DV が関わる相談	652(99)	697(89)	818(83)	825(56)	277(27)	436(82)	412(91)

\* ( ) 内は男性からの相談件数で、内数

県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の実績をみると、平成 20 年度も「夫等の暴力」が 2,578 件で最も多く、全体の相談件数も平成 19 年度の 5,673 件に対し平成 20 年度は 6,496 件と、前年度より大幅に増加しました。

表 3 県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の実績の推移 (滋賀県)

資料:「業務概要」(県子ども家庭相談センター(中央・彦根))

			H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	
人間関係	夫等	夫等の暴力	2,959	2,041	1,481	2,503	2,539	2,572	2,578	
		酒乱・薬物中毒	6	4	8	27	15	5	4	
		離婚問題	274	286	319	391	341	327	498	
		その他	253	220	181	205	128	138	168	
	子ども	養育不能	5	69	88	66	140	79	129	
		子どもの暴力	42	97	58	86	28	34	99	
		その他	162	237	312	404	286	346	258	
	親族	親の暴力	2	56	23	106	26	66	170	
		その他の親族の暴力	42	45	36	100	21	10	19	
		その他	50	82	61	44	47	47	95	
	家庭不和			103	118	179	149	168	138	95
	その他の者の暴力			79	53	23	151	43	113	18
	男女問題			47	41	69	60	33	65	43
	その他			347	243	183	250	197	185	176
住居問題			442	454	523	967	734	501	487	
帰住先なし			209	655	175	284	263	66	371	
経済関係	生活困窮		34	174	59	151	76	140	257	
	借金・サラ金		127	135	36	41	54	13	25	
	求職		26	187	83	265	141	255	216	
	その他		58	29	13	23	22	49	74	
医療関係	病気		36	59	47	238	121	240	300	
	精神的問題		153	221	170	238	224	229	297	
	妊娠・出産		4	6	15	15	9	3	71	
	その他		9	13	10	19	22	33	39	
不純異性交遊			1	2	0	0	0	2	0	
売春強要			1	1	0	0	0	15	9	
ヒモ・暴力団関係			0	4	2	0	1	2	0	
5条違反			0	0	0	0	0	0	0	
その他			-	-	-	-	-	0	0	
合計			5,471	5,532	4,154	6,783	5,679	5,673	6,496	

本県では、平成 14 年度から県子ども家庭相談センター(中央・彦根)および男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加しました。

本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は前年度より増加し、平成 21 年度は 715 件となりました。また、全国の相談件数も増加傾向にあります。

表 4 DV相談件数(滋賀県、全国)

資料：内閣府、県子ども家庭相談センター(中央・彦根)、県立男女共同参画センター資料

	滋賀県		全 国	
	件 数	伸び率	件 数	伸び率
平成 14 年度	772		35,943	
平成 15 年度	1,012	31.1%	43,225	20.3%
平成 16 年度	1,046	3.4%	49,329	14.1%
平成 17 年度	1,132	8.2%	52,145	5.7%
平成 18 年度	1,245	10.0%	58,528	12.2%
平成 19 年度	594	52.3%	62,078	6.1%
平成 20 年度	664	11.8%	68,196	9.9%
平成 21 年度	715	7.7%	72,792	6.7%

## 7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（第2次改訂版）～」では、重点取組テーマの一つとして「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進」に取り組むこととしています。本県における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況は次のとおりです。

### (1) 男性の労働時間と家庭や地域への参画

男性の労働時間は長く、30歳代のとりわけ配偶者のいる男性の約4分の1が1週間に60時間以上働いています。1日に換算すると、12時間以上働いていることとなります。

年間総労働時間数は、近年、一般労働者の労働時間が2,000時間を超えていましたが、平成21年は2,000時間を割り込み、1,937時間となっています。長時間労働も反映し、男性の家事従事時間は短く、子育て、介護、家事労働の多くを女性が担っている状況にあります（P14、図18）。

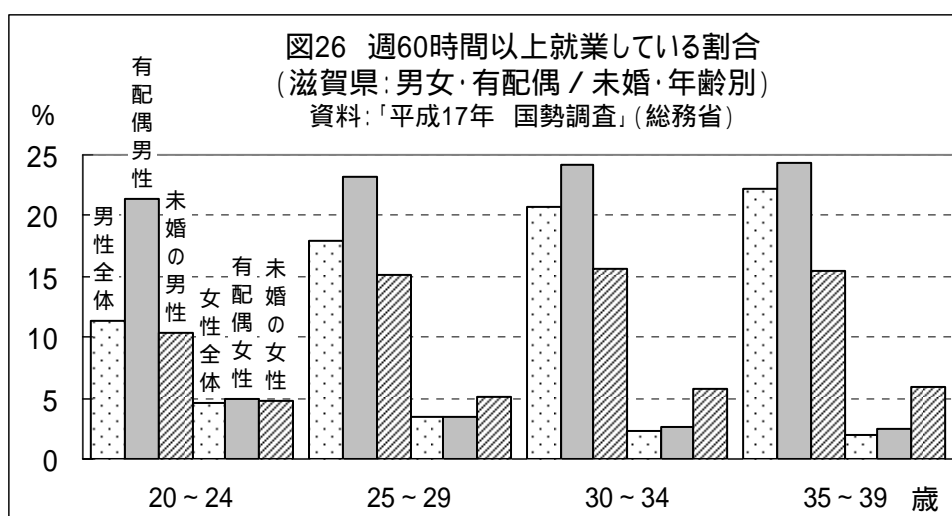


表5 一般労働者、パートタイム労働者の年間総実労働時間数（滋賀県）

資料:「毎月勤労統計調査」(滋賀県)

	18年	19年	20年	21年
一般労働者	2,049 時間	2,039 時間	2,026 時間	1,937 時間
パートタイム労働者	1,169 時間	1,172 時間	1,138 時間	1,135 時間

## (2) 女性の働き方と参画

家事・育児を担いながら、男女が共に長時間労働を前提とした働き方で就業を継続することは困難を伴い、性別役割分担意識とも相まって、女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。(P16、図22) 労働力率は40歳代に再び上昇しますが、その雇用形態はパートの割合が高くなっています。

図27 女性の労働力率（滋賀県：有配偶者・未婚者別）

資料：「平成17年 国勢調査」（総務省）

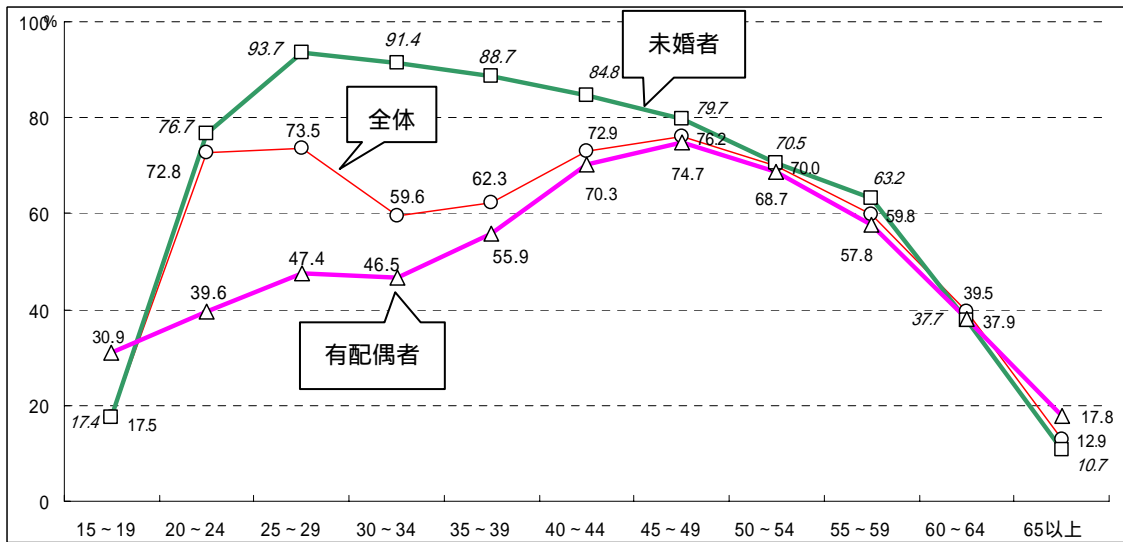
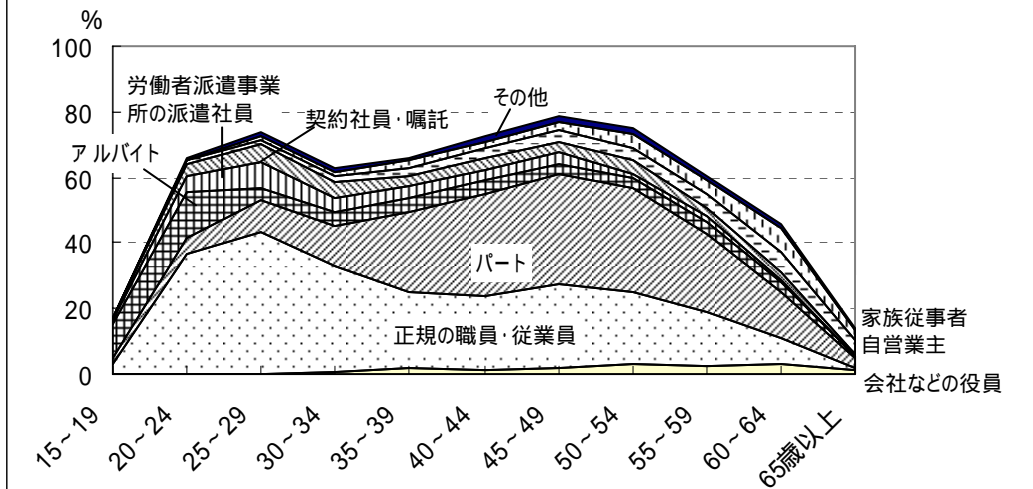


図28 女性有業者の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

資料：「平成19年 就業構造基本調査」（総務省）





全国の状況を見ると、出産前に仕事をしていた女性の7割が出産を機に退職しています。また、育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就業継続している女性の割合は、この20年間ほとんど変化がありません。こういった状況も反映し、管理的職業に従事する女性の割合は、9.8%と低くなっています（P7、図8）。

図29 第1子出生1年半後の就業パターン(全国)

資料:「第1回21世紀出生児縦断調査結果」  
(平成14年)厚生労働省

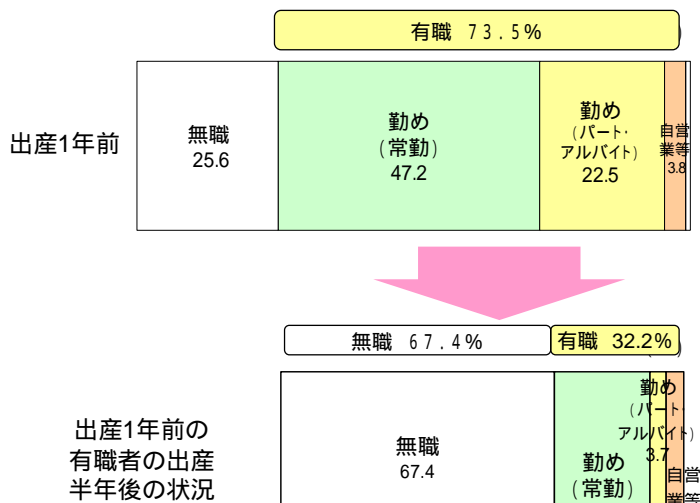
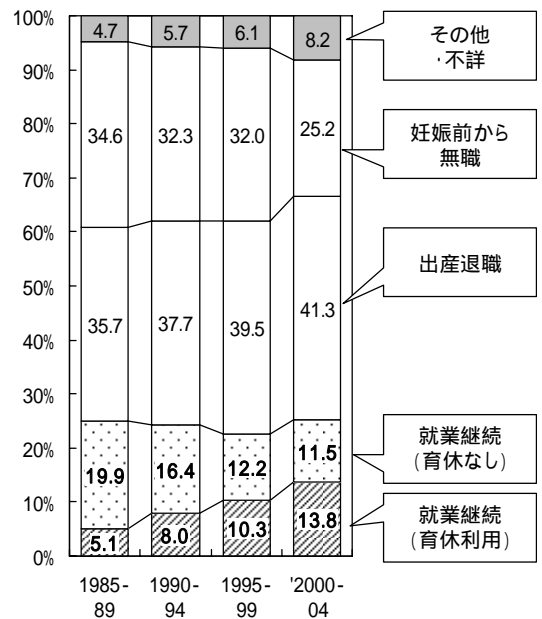


図30 子どもの出生年齢別、第1子出産前後の妻の就業経歴(全国)

資料:「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」  
国立社会保障・人口問題研究所



(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識

全国の調査をみると、仕事以外に家庭生活やプライベートを両立させたいという希望があるにもかかわらず、仕事優先の割合が高くなっています。本県も、全国と同様の傾向にあります。理想と現実の差の開きは、全国よりも少なくなっています。

図31 仕事と生活の調和に関する理想と現実(全国)

資料：「平成20年 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識調査」(内閣府)

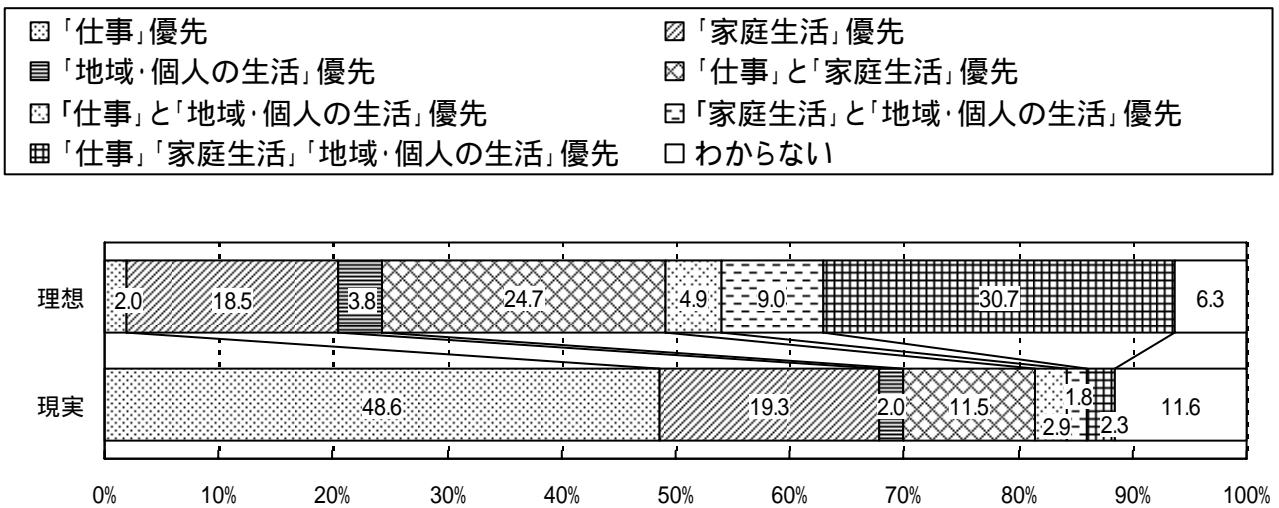


図32 仕事と生活の調和に関する理想と現実(滋賀県)

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(平成21年)」(県男女共同参画課)

